

○岩村領目論見新規横道切開き方及び出訴候由につき、当組合宿々  
一同御呼び出し御尋ねにつき、右御答書旁願い上げ奉り候一卷  
(二六一七二)

〔表紙〕 天保四年

岩村領目論見新規横道切開き方及び出訴候由につき、当組合宿々  
一同御呼び出し御尋ねにつき、右御答書旁願い上げ奉り候一卷

巳八月

鵜沼宿 控

御尋ねにつき恐れ乍ら御答旁願い上げ奉り候御事

今般信州飯田より岩村御城下并に名古屋表への新規横道切り開き、  
商荷物、牛馬往返致させる段、岩村領より出訴に及び候由につき、  
今般宿々一同御呼び出し、右出願之始末、絵図面を以て仰せ聞か  
せなされ、一同承知畏み奉り候えども、恐れ乍ら近来中山道筋御  
大名様初め、御家中様とも、年々御通行薄く相成り、すべて宿々  
助成も年々相減り、必至困窮罷り在り候宿々の儀につき、何哉宿  
助成にも相成るべき儀とも御願い申し上げたき折柄、右よう新規  
間道切り開き、商荷物、牛馬通行等の道筋御間済み出来仕り候て  
は、下地困窮の宿々尚更難渋仕るべく、恐れ乍ら右よう新道出来  
候はばこれ迄この筋通行仕り候甲州、上州、武州、越後、上田辺  
りより出し候商荷物并に上方筋参詣旅人迄も、已後は右道筋往返  
仕り候儀は眼前にも存じ奉り候、勿論これまで有り来り候間道も  
諸商荷物并に諸国神社仏閣参詣の旅人、追々通行仕り候儀度々御  
座候ところ、兼ねて公儀御触れの趣もこれ有り、且つ宿々難渋仕

り候につき、その節々御差し留め方御願い申し上げ、それぞれ御  
取り締まり下し置かれ候儀に御座候、しかるところ今般尚亦新規  
間道切り開き、牛馬通行仕り候ては、本道の助成横道へ取られ候  
よう成り行き候ては、困窮の宿方尚更変□仕り、必至難渋仕るべ  
くと千万歎かわしき儀に存じ奉り候、いよいよ新道切り開き牛馬  
往返仕り候よう相成り候ては、当宿々は申し上げるに及ばず、信  
州塩尻宿より上筋宿々、商荷物継ぎ下地相減り候上の儀、尚更こ  
の上相減り候ては、宿々一同難渋の次第に相成るべし、左候ては  
誠に不易の儀につき、当組合宿々一同談判仕り候上、心得とし  
て内々惣代を以て、右新道切り開き場所并に信州飯田町より濃州  
岩村、それより名古屋への道筋商荷物継所に道法等委しく内見  
仕らせ、別略絵図に取り調べ御覧に入れ奉り候、ついでには前々申  
し上げ奉り候、先年より追々横道商荷物継立本道の差し障り相成  
り候儀につき、右横道継御差し留め方御願い申し上げ候節々、そ  
れぞれ御取り締り下し置かれ候書付控等も写し仕り、これ又御覧  
に入れ奉り候、右の書面の趣等厚く御賢察下し置かれ、今般岩村  
領より目論見御座候新道出来仕らず候よう、宿々一同只管願い上  
げ奉り候、以上

鵜沼宿問屋

桜井岡右衛門

太田宿問屋

磯貝量平

伏見宿問屋

加納市右衛門

御嵩宿問屋

弥左衛門

細久手宿問屋

小栗八郎右衛門

大湫宿問屋

保々市郎兵衛

天保四巳年八月

大井宿問屋

林良左衛門

中津川宿問屋

市岡長右衛門

落合宿問屋

塚田弥右衛門

水野篤助様

御陣屋

○恐れ乍ら御願い申し上げ奉り候御事（有君様御下向の節御作事方御用繼立人馬取り調べにつき）（二六一―一五）

恐れ乍ら御願い申し上げ奉り候御事

一人足二百四十七人

馬 九十疋

内

人足二百二十六人 下り方

馬 七十九疋

太田宿へ御繼立

人足二百十一人

小牧宿へ御繼立

馬 十一疋

右は、有君様御下向につき、御作事方御役所御用竹木・板類縁取等、繼立人馬数の儀、去る冬取り調べ御達し申し上げ置き奉り候ところ、今般御作事方御役所より人馬数御調書を以て宿々へ書出し候よう御触れ御座候ところ、先だつて御達し申し上げ奉り候とは余程相違仕り候につき、品々吟味仕り候ところ、右は全くその砌混雜仕り、御繼立仕り候御荷物の分落帳并に御荷物懸り人足落帳等もこれ有る儀と存じ奉り、取調方不行き届き恐れ入り奉り候、ついで先だつて書き上げ置き奉り候願書御下げ成し下され、今般調べの通り何卒人馬御手当仰せ付けられ、下し置かれ候よう仕りたく、願ひ上げ奉り候、以上

鵜沼宿

辰二月

年寄

山田孫左衛門

問屋

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○百姓番人と交わり芝居・狂言等致すこと禁止につき請書（二六一

五六）

芝居・狂言・物まねの類、番人共に致させ候儀、願ひ相済み候とも、百姓共番人に打ち交じり、芸品等いたし候においては、急度御咎め仰せ付けらるべき旨に候

一 神事等願ひに任せ差し免じ候ても、右に事寄せ金銀多く費やし、奢りがましき儀これ有るにおいては、内々吟味を遂げ置き、その次第により追って御用金等仰せ付けらるべき儀もこれ有るべく候間、兼ねてその段心得置き、その期におよび違背仕るまじき旨に候、右の通り仰せ渡され、村方一同急度承知仕り候よう仰せ渡され畏み奉り候、これに仍り印形差し上げ申し候、以上

午九月

鶴沼村

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○儉約慎しみ方覚（二六一—一九九）

儉約慎しみ方覚

一 大小百姓男女共、平日常類地木綿、地布の類に限り并に紙入れたばこ道具も金銀鉄具一切相用い申さず、女よう笄等に至るまで右同様、都て髪鋸り等高価の品相用い申さず候

一村役人并に頭百姓、年礼并に慶事、仏事、その外他所参会の節

は絹紬は着用并に妻娘等右に准じ申し候、右已下の者共、男女共木綿糸入嶋等に限り帯、腰帯等は絹等に限るべし

一 祭礼・婚礼仏事、その外振舞いの儀、都て有り合わせの品、一汁三菜に限り、花麗の儀一切取り扱ひ申さず候

一 年内休日は五節句并に神事祭礼等の外、猥りに休日相立て申さず候

一 年頭歳暮、その外音物祝儀品も軽き品にて誠に印までに取り遣□いたし、并に神社仏閣参詣の節、土産物一切致さず、札守ばかり遣わすべき事

右は今般村々儉約の儀厳しく仰せ付けられ、有り難く畏み奉り候、当村の儀元来困窮所の儀につきこれ迄奢り候遊芸類は仕らず候ところ、今般仰せ渡され候御か条の趣、尚亦急度相守り仕りまじく候、仍って前頭か条の通り村中申し合わせ相達し候につき、恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候、以上

鶴沼村庄屋

戌三月

桜井岡右衛門

同 国定市兵衛

矢野藤九郎様

御陣屋



○恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事（大伊木九兵衛病氣につき）  
（二六一五八）

恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事

当村大伊木分九兵衛儀、先だつて牢舎へ仰せ付け候ところ、病氣につき養生の爲出牢御願ひ申し上げ、御免仰せ付けられ、養生罷り在り候ところ、その後時疫相煩ひ、至つて重病につき、手錠の儀とも御免の儀御願ひ申し上げ、御聞濟みに下し置かれ有り難き仕合わせに存じ奉り候、しかるところ、右病氣の儀追々療用差し加え、この節にては快氣の趣候えども、右病後の儀につき、兎角とかく力附き申さず、その上折節持病の癩氣も差し発し、逆上仕り候につき、今以て服薬養生罷り在り候儀に御座候、右は急に力附の程も相見え申さず、余り延引に相成り候につき、この段御達し申し上げ候、以上

午九月

鶴沼村庄屋

国定市兵衛印

水野篤助様

御陣屋

○恐れ乍ら御請書の事（酒造締りにつき大竹新左衛門酒造高改め）  
（二六一六五）

恐れ乍ら御請書の事

酒造株高三分一分  
一米百四十石

右は酒造締りの儀につき、先だつて公義より御触の通り、造高の三分一迄酒造元入の儀苦しからず候旨、ついでには私株高の内、前頭石高の外、酒造の儀決して仕るまじく、若し心得違ひ過造等の風聞これ有るにおいては、御改めの上急度御咎め仰せ付けらるべき旨をも仰せ渡され畏み奉り候、これに依り御請書差し上げ奉り候、以上

午九月

大竹新左衛門

水野篤助様

御陣屋

右大竹新左衛門へ仰せ渡され候趣承知仕り、締り方の儀は私共へ仰せ付けられ候間、立ち入り吟味仕り、精密に改め方取り計らい申すべき旨、若し少しにても過造の風聞これ有るにおいては、酒造屋は勿論、私共迄も急度御咎め仰せ付けられ候間、背く筋出来仕らずよう、精々心懸けるべき旨仰せ渡され畏み奉り候、これに依り奥書印形差し上げ申し候、以上

右村庄屋

桜井岡右衛門



組頭

五助

頭百姓

太兵衛

成瀬隼人正様

竹腰山城守様

御代々御石碑これ迄切り出し申し候

一文化元子年、御作事方より始めて御役仰せ付けられ候ところ、同七年御免に相成り申し候、当半右衛門にて六代に相成り申し候、

恐れ乍ら右の趣申し上げ奉り候、以上

文政十年

石屋

亥五月

半右衛門

御普請方

御役所

(後略)

○恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事(瓦焼きの土字葎池雨池中より取るにつき)(絵図面付き)(二六一—三〇)

恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事

私義農業の間に瓦焼き仕りたく存じ奉り候、ついでには右土取場の儀、当村字葎池雨池中に小段これ有り候につき、右の場所より土掘り出し申したく願ひ上げ奉り候、右雨池の儀、水持ち宜しく村内用水格別の池に御座候につき、掘り下げ候えば尚更模通も宜しく存じ奉り候、右は当村国定市兵衛儀願ひ申し上げ、右小段追々掘り取り、瓦焼き候ところ、大造の堀土に御座候間、右の内にて

○下書 三通(石屋半右衛門先祖由来・石工仕事につき)(二六一—八九)

(前略)

指し上げ奉り候一札の事

一私先祖佐右衛門、泉州日根郡黒田村の者に御座候ところ、明暦二年当村へ罷り越し小家を繕ひ石細工仕り候

一倅与右衛門、元禄の始め犬山中切村へ石店を出し、渡世仕り来り候、且つ享保年中犬山住人に相成り、当村に小家をも取り立て細工仕り候、その後犬山御城御用仰せ付けられ、取り続き代々相勤め来たり候、并に御役相勤め申し候

一石切り出しの儀、先年建中寺御廟御用石切り出し、その割屑或いは残り石頂戴仕り売石仕り候、浮石御座候山はそれぞれ相對を以て買ひ請け切り出し申し候、村方へ年貢として米一石宛毎年指し出し申し候、依て外より石商売の者入り込み、切り出し申す儀一切御座無く候

一先年御用石切り出し申し候場所は釜ヶ谷と申す所、宿方よりは七・八丁奥山中に御座候、右場所は只今にいたり御留場と申し伝え来たり候、尤もこれは余程難所に御座候

年々少々宛掘り出し申したく、村中一統納得仕り故障御座無く、御為金の儀は御指図次第上納仕るべく候、これに仍り別紙絵図面相添え願ひ上げ奉り候、右願ひの通り仰せ付けられ下し置かれ候はば有り難き仕合わせに存じ奉るべく候、以上

鶴沼村

卯正月

文兵衛

水野篤助様

御陣屋

右文兵衛御願ひ申し上げ奉り候通り相違御座無く候間、御聞済み下し置かれ候はば尚更用水模通に相成り候儀に御座候間、願ひの通り仰せ付けられ下し置かれ候よう仕りたく願ひ上げ奉り候、以上

右村庄屋

卯正月

桜井岡右衛門<sup>㊦</sup>

組頭

坂井銀右衛門<sup>㊦</sup>

○恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事（医師仙庵宿方御用懸り仰せ付け願ひにつき）（二六―一三七）

恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事

右医師仙庵御願ひ申し上げ奉り候通り医道二代相統仕り、当仙庵義、父同姓養庵より伝授、本道医術多年修行仕り、文化七年九

月一人立ち療治願ひ御聞済み下し置かれ、当宿村は勿論、他所迄も出精手広く療治仕り、困窮の者共へは施薬等も追々仕り来たり、殊更宿方へついでには御用通り御方を初め、旅人急病の節立ち入り治療仕り、甚だ模通に相成り候者に御座候、何卒仙庵願ひ上げ奉り候通り、宿方御用懸り仰せ付けられ下し置かれ候よう、私共においても願ひ上げ奉り候、右御許容も成し下し置かれ候はば、猶更医業の励みにも相成り、旅人等病気の節差し支え無く模通に相成り申し候間、格別の御憐愍を以て願ひの通り仰せ付けられ下し置かれ候はば、一統有り難き仕合わせに存じ奉るべく候、以上

鶴沼宿

問屋庄屋

寅四月

桜井岡右衛門<sup>㊦</sup>

問屋 野口貞兵衛<sup>㊦</sup>

庄屋 国定市兵衛<sup>㊦</sup>

同断 山田甚之右衛門<sup>㊦</sup>

年寄 坂井銀右衛門<sup>㊦</sup>

水野篤助様

御陣屋

○恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事（水車での飯米・青米搗き年明けにつき五年間延長願ひ）（二六―一六六）

恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事

一水車一ヶ所 搗臼三柄

右は去る未年より去亥年迄、五ヶ年の内御願済にて、飯米・青米  
搗かせ来たり申し候ところ、当子年限明き相成り候につき、何  
卒当子年より辰年迄五ヶ年の内、右同様御聞済み下し置かれ候よ  
う願ひ上げ奉り候、願ひの通り御聞済み下し置かれ候はば有り難  
き仕合わせに存じ奉り候

鵜沼村

桜井岡右衛門

矢野藤九郎様

御陣屋

右岡右衛門御願ひ申し上げ奉り候通り相違御座無く候、尤も村方  
納得の儀にて故障御座無く候間、当人願ひの通り御聞済み下し置  
かれ候はば有り難く存じ奉るべく候、以上

右村庄屋

山田甚之右衛門

○恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事（宇蔵ほか七名茂吉方にて

博奕・喧嘩するにつき）（二六一七七）

恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事

鵜沼村

博奕宿茂吉

人別西町組

宇蔵

御調べ跡廻しに相成り申し候

同 為助

同 乙吉

同 吉治

同 源兵衛

羽場町組

三治

同 直蔵

各務村無宿

勇右衛門

右は、当月三日夜、茂吉方において博奕仕り候上、口論いたし候  
由相聞こえ候につき、追々穿鑿仕り候ところ、人別取り調べ御達  
し申し上げ奉り候、喧嘩の始末は別紙申し上げ奉り候、一旦相静  
まり一同引き退き候えども、右宇蔵、勇右衛門跡に残り居り候と  
ころ、相手方の者立ち帰り、又候勝負いたしたき旨申し出で、や  
むを得ず事打擲ちやうちやくにおよび申す儀に御座候、これに仍り御達し申し  
上げ奉り候、以上

鵜沼村

庄屋

午五月

桜井岡右衛門

組頭

嘉右衛門

水野篤助様

御陣屋



○恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事（小七栗須村縁者の葬式帰り木曾川通り破宝巻で水死につき）（二二六―二二五）

恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事

各務郡鶴沼村

高持百姓小七、年四十五歳

右の者当月十九日、栗須村縁者の内に不幸これ有り候、葬式に相越し候ところ、当日帰村致さず候につき、早速右村親類の者方へ尋ね遣わし候ところ、右は同日八ツ半頃にも葬式相済み、この節田方植付中につき片時も早く帰りたき由申し聞き、同日七ツ時頃栗須村出立、それより継鹿山下通り、近道を帰り候由申し置き、右村出立候由、右は栗須村出立候節は犬山表親類磯右衛門と申す者一人同道いたし出で申さるべく候由、栗須村にて申し聞かせ候間、早速引き取り犬山表親類の者方へ向い相越し、小七行衛相尋ね候ところ、右の者申し聞こえ候は、栗須村より継鹿山麓、犬山への本道と内田渡し場への別れ候所迄同道いたし、暮にも及び候間、本海道参るべきよう磯右衛門より相進め候ところ、この節植付中にて、苗も二・三度植付候よう取り置き候につき、一刻も早く帰りたき由申し聞き、継鹿山下にて近道し、相越し別れ出成さるべく候由承り候て、組合并に親類の者共右道筋早速相尋ねさせ候ところ、尾張方内田山暫く下の方に木曾川通り字破宝巻と申す場所、道端に小七所持し罷り出候菅笠のかい扇の手これ有り、草履片足右巻際岩の上にこれ有り、外片足は岩半芝の株に掛し居り申し候旨、場所見届け、右の趣申し出で候につき、右様子にては

水死致し候儀とも計り難く存じ奉り候間、尚更組合并に村方の者それぞれ手配致させ、木曾川通り笠松辺りを尾張方・美濃方共相尋ねさせ候えども、未だ行衛相知れ難く候、しかるところ、当月二十日朝、内田村下役女房山稼ぎに罷り出候ところ、右木曾川通り破宝巻所より暫くの道端に木綿紺染風呂敷包旁らに捨てこれ有り候につき、拾い揚げ内田村庄屋に指し出し置き候ところ、その段右当月二十日に知らせ呉候間、早速当村小七親類の者共、内田村庄屋へ向き指し遣わし、諸色見せ申し候ところ、いよいよ小七所持罷り出候諸色に相違御座無く候間、貰い請け参り置き申し候、家内の儀は、当卯年六十二歳に相成り候母一人にて、小七儀当年に至る迄未だ妻合も致さず、これに仍り尚更村方にて小七親類并に組合の者共一統相控え、若し内輪において喧嘩口論等致し候儀もこれ無き哉、委細に相訂し候えども、右よりの儀一切御座無く候由、一同申し聞き候、爰に申し上げ奉り候、内田山下破宝巻と申す場所近道の儀につき、至って細き道場故、路はづし水死致し候儀と推察仕り、外如何と心付き候儀御座無く候、これに仍り当人諸色并にその節着用の着類・人相書共相添え御達し申し上げ奉り候、以上

右村

卯五月

庄屋

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○訴訟書の写（小伊木林蔵借財の取り扱い始末一件）（二六一八  
六）

小伊木林蔵借財、犬山坂井屋

源兵衛へ懸り候金談不実出入り

取り扱いの始末左に印

訴訟書の写

恐れ乍ら書付を以て願ひ上げ奉り候

野田斧吉支配所

濃州各務郡古市場村

訴訟人 百姓 源兵衛

差添庄屋 喜内

一取替金不実出入り当御領

同州同郡鶴沼村の内

小伊木百姓

相手方 林蔵

親類証人 平三郎

庄屋 太左衛門

引合 正法寺

卯十二月取替

一元金十五兩

卯十二月より  
辰九月迄

利銀百十二匁五分

内

金八兩三分 辰九月二十六日請取

引元金六兩一分 辰十月より

巳五月迄

利銀三十七匁四分八厘

金元金六兩一分

利銀百四十九匁八分八厘

卯十二月取替

一元金八兩

利銀百八匁

卯十二月より  
巳五月迄

三十七匁八分 去辰七月

利銀の内へ預り

合元金八兩

引ノ利銀七十匁二分

二口合元金十四兩一分

利銀二百二十匁一分八厘

右訴訟人百姓源兵衛より、当御領百姓林蔵外三人へ相懸かり御出  
訴申し上げ奉り候は、去る卯年十二月中同人罷り越し申し聞かせ  
候は、御年貢に差し詰まり候につき、金十五兩取り替え呉候よう  
相頼み来たり候ところ、心当てこれ無く一旦相断り申し立て候え  
ども、強いて難波の始末申し聞かせ候間、よんどころなく他借仕  
り右金取り替え遣わし候ところ、又候同人より同村正法寺今般必  
至と差し支え出来仕り候趣、これ又相頼み候につき、余義無く同

人取次を以て正法寺より証文これを取り、金八両出金遣わし置き候ところ、期月に至り林蔵より二口共に一ヶ月猶予いたし呉候よう申し聞かせ候故、その意に任せ差し延ばし置き候ところ、私義四月中他行仕り候内、同人留主中へ罷り越し、私女房へ申し聞かせ候は、先般正法寺より差し入れ置き候証文面の通り計らず返濟方延引につき、今般外にて金子手段仕り候ところ、右引当の品御座無く候ては金子手に入り申さず、暫く右証文貸し呉候ようと申す儀、勿論別紙証文呉候ようと申す儀、勿論別紙証文一對引替に差し入れ申すべき段申し合わせにつき、実意成る儀と存じ貸し渡し、しかるうち私婦村故証文一見いたし候ところ、以ての外不実の証文、甚だ以て心得難くすぐさま正法寺へ罷り越し相尋ね候ところ、同寺よりは右入りの金の儀は元利共林蔵へ四月二十二日相渡し、則ち証文取り置き候上は、当寺にて致し方これ無しと申す儀、それより証人忠左衛門へ相懸かり候ところ、右名前の者同村にこれ無き趣、案外仕り村役人加判の者へ懸け合いに及び候ところ、当人儀欠落いたし、この上如何体に相成り候とも致し方これ無し、去り乍ら質物家屋敷売り払い、同人借用の分はそれぞれ模様相付け申すべく、正法寺相懸け候金子の儀は、申し付け難きよう申し聞き候えば、全く私留主附け込み、偽り証文引替、欠落いたし候段心外に存じ奉り候、このまま捨て置き難く再三村役人・加判人へ懸け合いに及び候ところ、金十五両の内金八両三分差し越し、その余は種々申し繕うのみにて相渡し申さず、しかれども当人欠落仕り候につきやむを得ざる事、差し控え罷り在り候内、林蔵村方へ立ち戻り御百姓相続仕り居り候間、正法寺偽証文引替

の始末、外証文金の分掛け合い仕り候ところ、我がまま勝手のみ申し立て、取り合い申さず、猶村役人懸け合いに及び候ところこれ又不行き届き、右体不実の取り計らい、その上不法申し立て候ては心外千万に存じ奉り候間、恐れ多きも顧みず御訴訟申し上げ奉り候間、何卒各別の御沙汰を以て証文偽り引き替え候次第、相手方并に引合の者一同御呼び出しの上、逸々御吟味仰せ付け成し下され候よう仕りたく、尤も証文写相添え願ひ上げ奉り候、余は恐れ乍ら御尋ね遊ばされ候節、口上を以て申し上げ奉り候、以上

野田斧吉支配所

濃州各務郡古市場村

天保四巳年六月

百姓源兵衛

訴訟人差添

庄屋 喜内

太田

御陣屋

(中略)

差し上げ申す<sup>すゑ</sup>濟口証文の事

濃州各務郡古市場村源兵衛より同州同郡鶴沼村内小伊木分林蔵外三人等へ相懸り貸し金滞り出入の儀、笠松御役所へ御添簡を願ひ奉り、当六月を以て当御陣屋へ出訴奉り候につき、相手方不実の取り計らい等段々御吟味中に御座候ところ、今般双方篤と懸け合いの上、熟談内濟仕り候趣意左に申し上げ奉り候

一右金子出入り双方篤と懸け合いに及び候ところ、訴訟人源兵衛



貸金証文面二通、元金二十三兩の内、八兩三分は去る辰九月返済、残り十四兩一分、利銀二百二十匁一分八厘に候ところ、相  
手林藏儀段々困窮仕詰め、返金の方便御座無く候につき、請人  
并に親類等打ち寄せ勘弁の儀相頼み、鶴沼村桜井長兵衛、山田  
安右衛門兩人立入取り扱いこれ有り候につき、前頭利銀二百二  
十匁一分八厘は勘弁致し、元金の儀は別紙証文写の通りこれを  
請け取り候筈に取り極め、双方聊かの申す分なく熟談内済仕り、  
偏に御威光とありがたく存じ奉り候、しかる上は右一件につき  
重て双方より御願いがましき儀申し上げまじく候、後証の為訴  
答連印済口証文差し上げ申すところ件の如し

野田斧吉支配所

濃州各務郡古市場村

訴訟人 百姓 源兵衛

同村庄屋 喜内

尾州御領

同州同郡鶴沼村内小伊木分

相手方 林藏

同村同人親類

証人 平三郎

同村組頭 惣七

同村庄屋 大竹太左衛門

同村庄屋

取扱人 桜井長兵衛

同村年寄

同断 山田安右衛門

太田

御陣屋

○恐れ乍ら再願奉り候御事(三ッ池新田火打野御林・字山神附林  
御伝馬秣場に立置願いにつき)(二六一一〇六)

恐れ乍ら再願奉り候御事

先だつて御願い申し上げ置き奉り候当村三ッ池新田西火打野御林  
添、西は他領御境目迄、東西長さ四百間余、幅十五間通、宝永年  
中御料所各務村と野方出入りに及び候節も、右十五間通の儀は御  
伝馬秣場まぐさばにて論地にては御座無く、享保年中御林御見立て火打野  
御林御取り立て遊ばせなされ候節も、右秣場の儀御手指し御座無  
く、しかるところ五十ヶ年以前、山本市郎左衛門様御支配の節、  
御林生木并に地子秣場迄野村地主前田七右衛門と申す者へ、右場  
所残らず御売り払いに相成るところ、七右衛門控に相成り申し候  
につき、その後小笠原九郎右衛門様へ右御伝馬秣場の始末御願  
い申し上げ候ところ、いづれ御聞済みに下し置かれ、右七右衛門よ  
り御取り戻し成し下され、いよいよこの後御伝馬秣場に致し置き  
申すべき由に仰せ渡しなされ、有り難き仕合わせに御座候ところ、  
二十ヶ程已前、右秣場并に大伊木組村続きに御座候字山神附と申  
す村林に御座候ところ、近藤三左衛門様、山田伝三郎様御林掛り  
にて、三ッ池新田の御出張御座候節、右村林御引き揚げ、穂木并  
に小松御生附御林に遊ばされ候につき、その節も右近藤様、山田

様へも右山神附の儀は、先年より村林の義につき、この度御林に御引き揚げの儀は御断り、再応御願い申し上げ候えども、一円御承知これ無く、無体の御引き揚げに相成り候、ついでには、当宿御伝馬二十五疋馬飼料草場、その節より相減り候につき、御伝馬給金追々相増し候、尤も御上様より毎歳金三十両宛御扱いとして頂戴仕り候えども、その余金百五十兩余のところ、毎歳村包に相成り、下用免ひようこまこと悉く相増し、大小の百姓一統困窮難渋仕り候、右は前頭申し上げ奉り候通り置き承り、年中論外の場所并に前田七右衛門へ御売り払いの節も火打野附十五間通は御引き戻し、御伝馬二十五疋秣場に相立て置き申すべき旨にて、御差し戻し下し置かれ候場所の儀に候間、何卒右両所共先年の通り村控に相成るべきよう、御差し戻し下し置かれ候よう願い上げ奉り候、恐れ乍ら右場所二ヶ所共御差し戻し候義、これ迄も追々願い上げ置き奉り候えども、今以て何の御下知も下し置かれず候間、困窮の村方に尚更困窮いや増し、村方一統迷惑仕り候間、何卒御手厚き御勘弁下し置かれ、御慈悲御調べの上、右地所先年の通り村控に御指し戻し下し置かれ候よう、幾重にも願い上げ奉り候、願いの通り御聞濟み下し置かれ候はば、年々御伝馬足金も相成り、下用も相ゆるみ御馬相統の段にも相成るべく、一同有り難き仕合わせに存じ奉るべく候、以上

鵜沼村

百姓惣代

安兵衛

同 八百七

辰八月

同 善九郎

同 繁蔵

組頭

次郎助

同 平助

同 五兵衛

同 坂井銀右衛門

庄屋

山田甚之右衛門

同 国定市兵衛

同 桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事（両助物置一軒焼失につき）

（二六一—二四一）

恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事

一萱葺物置一軒

鵜沼村

但し 長 五間

両助

梁 二間

右は昨二十五日夜八ツ時頃出火仕り候につき、早速村中駆け付け火防申し候えども、折節風烈しく、手に及ばず焼失仕り候、火の様子吟味仕り候ところ、一昨二十四日朝、箕に灰を取り置きなが

らそのままに指し置き候ところ、定めて火残り居り候哉、右灰より吹き起り出火仕り候義と相見え、外に怪しき義等一切御座無く候、尤も類焼等御座無く、仍って早速御達し申し上げ奉り候、以上

寅

二月廿六日

右村

庄屋

山田甚之右衛門

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事（文化十四年焼失の旅籠・家屋再建の拝借金、当冬の返上金減額の願ひにつき）（二六一二〇〇）

恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事

鶴沼宿年寄

一金一分二朱

坂井銀右衛門

同

一同三分二朱

旅籠屋七人

百姓

孫八

一銀一匁

右は去る文化十四年焼失仕り候節、御拝借仕り御願ひを以て家居いそれぞれ取り建て、渡世罷り在り有り難き仕合わせに存じ奉り候、しかるところ、右御拝借返上先だつて仰せなされ候通り、年々

御返上相勤め仕るべき筈に候ところ、恐れ乍ら下地困窮の者共故これ返返上方追々滞り、この段恐れ入り奉り候、尚亦今般都て御取り立て方仰せ付けなされ候間、右人別者共早速呼び出し返上方相勤めるべき旨、厳しく申し付け候ところ、恐れ乍ら当秋の義田畑共近年稀なる不作、殊に近年この節大名様は勿論、諸御家中様共年々御通行薄く相成り、旅籠屋共一統内輪難渋仕り□罷り在り候仕合ひにつき、当冬の儀村方御年貢勘定取り立て方も覚束なき年柄の儀に御座候間、恐れ乍ら御上様には御大怒の御儀に御座候間、御慈悲御勘弁成し下され、当暮返上方の儀にて御用捨下し置かれ候よう、重々厚く願ひ上げ奉り候、併しこれ迄も追々年過御断り申し上げ奉り来り候儀も御座候故、いよいよ御取り立て下し置かれ候はば、前々申し上げ奉り候通り返上金等減じ御取り立て下し置かれ候よう、重々願ひ上げ奉り候、願ひの通り御聞濟み下し置かれ候はば、旅籠屋共は申すに及ばず、私共においても有り難き仕合わせに存じ奉るべく候、以上

右宿本陣

酉十二月

問屋兼

庄屋 桜井岡右衛門

矢野藤九郎様

御陣屋



○恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事（百姓難渋につき各務野新開指し留め願ひ）（二六―一四二）

恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事

一当村各務野大坂表嶋屋市兵衛と申す者、田新田に新開仕りたき由にて、追々笠松御陣屋へ出願候趣にて、去る十二月笠松方星野又右衛門様始め、その外側嶋村伴蔵と申す者、外に五・六人同道、加茂郡上古井村始めにて、それより村々当地内迄水道に相成るべき場所御見分御座候ところ、右始末当村方百姓共一同見聞き候につき、恐れ乍ら当村各務野野方の儀、先年より右野方下草苅り取り、年々御本田肥に仕り、相続仕らず候ては御本田相続行き届き難く、地生に候ところ今般右野方一面新開に相成り候ては御本田相続行き届き難く、その上水道敷地御本田の内、禿地等に相成り候ては大小の百姓一統相歎き、何卒当村内各務野の分新開仕り候儀は、恐れ乍ら御指し留め下し置かれ候よう、一同願ひ出申し候間、厚く御勘考成し下し置かれ候よう願ひ上げ奉り候、その内御他領御支配野方御新開相成り、当村内御本田に抱わらず北山根通水道に相成り候儀は、村方において指し障りの儀御座無く候、全体当村方の儀御百姓近來人少なに御座候ところ、その上追々散田相増し、この節にては凡そ散田六百石余も出来仕り、この分は毎歳損米多分相立ち、高掛り仕り候村方の儀につき、これ迄も御本田相続漸々仕り来り候ところ、尚亦今般各務野一面新開切り起こし、他領村々より越百姓等多分相越し候ては、第一御伝馬二十五疋、馬草場并に肥

草等取り賄い候方便御座無き次第に相成り、大小の百姓一統難渋の趣願ひ出候間、何卒この段厚く御勘弁成し下され、当村各務野新開の儀は御指し除き成し下され候よう、重々願ひ上げ奉り候、願ひの通り御聞濟み下し置かれ候はば、大小の百姓一統有り難く存じ奉るべく候、以上

鶴沼村

庄屋

寅正月

山田甚之右衛門

大竹翁助

国定市兵衛

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○恐れ乍ら御内達申し上げ奉り候御事（紀州様御家中則岡庄司乱心につき鶴沼宿にて召し捕りの手配につき）（二六―一四八）

恐れ乍ら御内達申し上げ奉り候御事

当月二十二日、紀州様御家中則岡庄司様上下三人、当宿嶋屋定右衛門と申す者方に御泊まりこれ有り候ところ、同夜九ツ時頃、紀州様御徒目附、御小人目付、御勘定所御同心衆、その外下役衆共、同勢二十三人、加納宿より早駕籠にて当宿へ御入り込みなされ、当宿宿端若竹屋平三郎、三国屋万兵衛と申す旅籠屋に内分にて宿御取りなされ候上、当宿同心役人一兩人極内々にて尋ねたき儀こ

れ有り候故、早々罷り出で候よう仰せ付けられ候間、早速年寄兩人御旅宿へ指し遣わし候ところ、今夜当宿内に紀州家中則岡庄司と申す者上下三人にて、丸棒駕籠一挺分持一度にて、この筋通行致され候由、右家中今夜当宿に止宿これ有る由承知罷り在り候、右は何屋誰方に止宿しどくこれ有り候哉、御尋ねなされ候につき、右は当宿嶋屋定右衛門と申す者方に御泊まりこれ有り候由申し上げ候ところ、右家中故障の筋これ有り候故、当宿にて召し捕り、国許へ召し連れ申すべき由仰せ聞かされ、それにつき何時頃、明朝出立の事に候哉、嶋屋定右衛門方にて内々承合候よう仰せ付けられ候間、右御宿へ宿役人相窺い申し上げ候ところ、明朝七ツ時出立の由仰せ聞かされ候間、その段すぐさま右御同勢様へ申し上げ候ところ、右御同勢の内御七里役人衆御一人、私方へ内分にて御出なされ、今夜当宿止宿これ有り候同家中則岡庄司、当宿にて召し捕り候手配致したく候間、宿御用挑灯六張、より捧六本借用致したき由仰せ付けられ候間、早速取り賄い御用達候ところ、それぞれ御手配の始末、御徒目附衆御兩人は嶋屋定右衛門方座敷へ御通りいろいろ御掛合これ有り候趣に御座候、御小人目附衆、御同心衆の儀は、右旅屋舗表へ御締り御附け成し置かれ、久しく御掛合これ有り候ところ、漸々同夜明け方頃に御掛合相済み、当宿より御国許へ御引戻し相成り申し候、尤も御国許より板乗物等も御持参御出なされ候えども、右は跡より御持せこれ有り、則岡庄司様は御持合丸棒駕籠御乗り御出なされ、御供兩人腰物并に錢一筋も当宿よりうきゅへ包み候哉、御持せ御出立に相成り申し候、勿論私心得を以て、この度則岡庄司様御事如何の筋にて御国許へ御

引き戻し相成り候哉、内々にて右御同勢様の内、御問い合わせ申し上げ候ところ、暫く乱心体に相成り候につき、それ故国許引き戻し申すべき由、御内々仰せ聞かされ候、併しこの度一条支配筋等へ表立て達等の儀は、見合わせ呉候よう御内々御頼み置きに御座候、その節御立ち入り御座候紀州様、和歌山より御立ち入り御座候、御家中御同勢御名前書左に申し上げます候

御徒目付

吉川専左衛門

同 木下平右衛門

御小人目付

愛窓嘉市

同 藤本平次郎

同 新植正輔

御勘定同心

大野弥藏

同 中川良右衛門

同 森沢一郎

同 浅山新門

其外下役衆

十四・五人

ノ同勢二十三人

紀州様御家中

則岡庄司

上下三人



此御方御役吏、中小姓  
と申す由に御座候

右書き上げ申し候通り相違御座無く候、以上、以上

丑五月

鵜沼宿本陣

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○恐れ乍ら御伺い申し上げ奉り候御事（本陣・問屋・庄屋兼務桜井岡右衛門宿村御用につき御陣屋への罷り出御免願ひ）（二六一—一四九）

恐れ乍ら御伺い申し上げ奉り候御事

当宿本陣・問屋・庄屋兼相勤め候桜井岡右衛門儀、御勘定所御吟味筋にて遠方留仰せ付けられ、恐れ入り畏み奉り差し控え居り申し候、右は御吟味筋如何有るべく御座候哉、伺い奉り候儀も猶更恐れ入り奉り候えども、最早諸々通行時節も差し懸り、問屋・本陣兼罷り在り候、ついでには品々御用多并に庄屋役へついても大村の儀にて種々事多く、宿村御用につき御陣屋へ罷り出候儀差し支え、甚だ以て迷惑仕り候、ついでには恐れ多き御伺い方には御座候えども、宿村御用につき御陣屋へ罷り出候儀御免成し下され候儀は相叶い申すまじき哉、恐れ乍ら御伺い申し上げ奉り候、以上

鵜沼宿

問屋

丑の二月

野口定兵衛

年寄

坂井銀右衛門

同 孫右衛門

水野篤助様

御陣屋

○恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事（山神御林の内山神境内地以外従来通り村方御林廻りの者落葉・下草かき取り引き請けたき願ひ）（二六一—一六五）

恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事

先だつて御尋ね遊ばしなされ候当村大伊木続山神附御林并に三ツ池新田西往還添十五間幅御林、右二ヶ所共当村御林廻りの者共御運上相勤め、永久引き請けに仕りたき由、先だつて出願致され候由につき、去冬已来村方内輪追々談判仕り候ところ、恐れ乍ら当村惣御林落葉・下草共かき取り場所の義は、先年より村方引き請けにて内輪において村毎に受所割合仕り置き、年々御運上銀当番庄屋へ取り集め御上納相勤め、右御蔭を以て末々の百姓共渡世指し加えに仕り、御高相続仕り来り候儀に御座候、しかるところ、近年各務野御林多分御伐り払い、恐れ乍らこの節にては末々百姓共年々渡世の指し加え薄く相成り、一統難渋相歎き居り候ところ、尚亦今般右二所御林の分、御林廻り衆の永久引き請けに相成り候ては尚又難渋相増し、村方一統難渋迷惑仕り候由相歎き候間、右



は山神御林の内、山神境内注連繩内程の義は御林廻り衆引き請けに成し下され、残り場所の儀は何卒これ迄の通りに御指し置き下し置かれ候よう仕りたく、重々願ひ上げ奉り候、願ひの通り御聞き濟み下し置かれ候はば、恐れ乍ら村方願ひの趣当村御林廻りへ早速御利解仰せ渡しなされ下し置かれ候よう願ひ上げ奉り候、願ひの通り御聞濟み成し下され候はば、大小の百姓一統有り難き仕合わせに存じ奉るべく候、以上

鶴沼村

子正月

庄屋

国定市兵衛

同 桜井岡右衛門

矢野藤九郎様

御陣屋

○恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事（大伊木・三ツ池新田百姓新田切り起こしたきにつき）（二六一―一八四）

恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事

当村大伊木組并に三ツ池新田の儀、御田地少なく、殊に近年追々家数等も相増し、作廻り申すだけ御田地御座無く迷惑至極に存じ奉り候、勿論本郷御田地迄は程遠く候村方に御座候につき、作廻り候儀も行き届き難く御座候、それについて先般各務野御林御伐り払い遊ばしなされ候、左の御林凡そ十町程の場所、地代金差し上げ奉り、右両村へ下し置かれ候はば切り起こし御見取所に仕り

たく願ひ上げ奉り候、尤も水掛り等行き届き難き場所に御座候、都て御新田に切り起こし永久相続仕りたく願ひ上げ奉り候、恐れ乍ら右両村百姓共これ迄御林伐り取り御座無く、已前は末々の者共御林落葉等御運上場にて買い請け、それぞれ渡世も仕り居り候ところ、先般多分御林御伐り払いに相成り候につき、右両村末々の百姓共一統渡世送り方、方便御座無く難渋迷惑仕り候ところ、前々申し上げ奉り候通り、大伊木并に三ツ池迎も全体御田地少々場所に御座候につき、右願ひ上げ奉り候通り御聞濟み成し下され候はば、両村一統取り続き、永久御新田に相続仕らせたく願ひ上げ奉り候、これに仍り今般御新田に切り起こしたき場所絵図面相添え願ひ上げ奉り候、何卒両村御救いと思し召しなされ、諸願の通り御聞濟み下し置かれ候はば、一統有り難き仕合わせに存じ奉るべく候、以上

（後略）

○恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事（村方困窮難渋の折、各務野御林伐り払いの節御手当金百両下し置かれたきにつき）（二六一―一九三）

恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事

当村各務野御林の儀、享保年中御取り立て遊ばしなされ候後、御勘定奉行様始め、その外御役人様方折節御見分等有らせられ、尚亦これ迄御伐り出し并に御手入れ等の節々都て当村方御休泊等も追々仰せ付けなされ候御儀に御座候、数年来の間右等の節々下用

多分相掛り罷り在り候故、宝永年中御料所各務村と御林地境出入りに及び候節、永々笠松御陣屋表へ罷り出で逗留仕り罷り居り、尚亦文化年中にも同所御林地境通各務村と出入りに相成り候節も、村方へ引き請け欠合に及び候節も、大双の物入、下用多分相掛り居り候儀に御座候、恐れ乍ら右御林一条については、これ迄当村方多分物入、下用相掛り候仕合いに御座候、しかるところ、先だつて御林数ヶ所御入札に仰せ出でなされ候節、相成るべくは相応の御直段を以て村方引き請けに仕り、払い相立て残金も出来候はば下用入用へ指し加え、村内一統の助成に仕りたき存念に御座候ところ、存外宜しき御直段落札に相成り、恐れ乍ら御上様には格外の御為筋にも在らせれ候御儀に存じ奉り候、ついでには前頭申し上げ奉り候通り、享保年中御取り立て後、追々下用も相掛り居り并に今般御林御伐り払いに相成り候につき、去々申年より当年迄兩年の間、御用状ごようじょう継立方并に御林御取小家詰御役人様御引き替えの節々、御証文人足継立方并に御休泊等につき、それぞれ下用も相掛り困窮の村方、尚更難渋至極に存じ奉り候間、何卒右等の趣御賢察下し置かれ、御慈悲御勘弁の上大小の百姓御救いと思し召し訳なされ、何卒今般金子百両村方へ御手当として下し置かれ候よう仕りたく、存じ奉り候願い上げ候、願いの通り御聞濟み下し置かれ候はば、大小の百姓取り続き、永久御高相続仕るべく候、一同有り難き仕合わせに存じ奉り候、以上

鶴沼村庄屋

桜井岡右衛門

戌六月

同 国定市兵衛

矢野藤九郎様

御陣屋

同 大竹翁助  
同 山田甚之右衛門

○恐れ乍ら書付を以て願い上げ奉り候御事（大伊木百姓より三ツ池新田百姓出願の新造横越船渡船取り下げ願いにつき）（二六一―一九七）

恐れ乍ら書付を以て願い上げ奉り候御事

当村の儀は御本田御高八十石余に御座候ところ、畑方ばかりにて御年貢等相勤め難き村方に御座候間、しかるところ延享三寅年より横越渡船御願い申し上げ奉り、御聞濟みの上にてこれ迄関・上有知并に兼山行商荷物、その外村方にて作り立て候早芋、生糸、名古屋枇杷嶋へ附出、市売り仕り候、渡船にて賃取り村方下用の指し加えに仕り、御高相続仕り来り候、ついではこの節風聞に承り候ところ、各務野御林出張先小山鼻下に新造横越渡船出願等仕りたき旨、同村の内三ツ池新田より出願等指し出し申したき由、追々風聞に承り申し候、恐れ乍ら当村方の儀は御本田所の儀につき、本田同様別年下用等も先年より相勤め来り候、三ツ池新田の儀は本田下用等は相勤め申さず、三ツ池新田村内の下用ばかりの事に候故、当村とは違い余程事安き村柄と承知奉り候、これらの趣御勘弁下し置かれ候、勿論坪内様御領分御境迄川御用の儀は先年より当村から相勤め来り、右場所の儀は当村の根地に相違御座

無く候、若し今般三ツ池新田より新造横越船等の始末願ひ出候とも、右御取り計らい方の儀は下し置かれず候よう仕りたく願ひ上げ奉り候、尤も右場所に新造横越渡船等相立て候ては、全体困窮の村方助成手薄に相成り候て、御田地相続相成り難き者共多分出来仕り、御田地指し出し散田等に相成り候ては、殊更ことさら村方一統難渋の儀は眼前に存じ奉り候間、何卒これらの趣御察し下し置かれ候よう、宜しく御取り計らい村中一統願ひ上げ奉り候、以上

戊四月

大伊木川庄屋

孫左衛門印

同村組頭

弥六郎印

同断

文左衛門印

同村百姓代

九兵衛印

平助印

御庄屋

桜井岡右衛門殿

国定市兵衛殿

大竹太左衛門殿

山田甚之右衛門殿

右の通り当村枝郷大伊木の者共より私共へ書付指し出し候間、写を以て御達し申し上げ奉り候、恐れ乍ら大伊木の者共願ひ出候通り相違御座無き儀に御座候間、万一三ツ池より新規横越所の義御願ひ申し上げ候ても御取り揚げ下されまじきよう、願ひ上げ奉り

候、村内納得仕らず候儀は、若し三ツ池新田相願ひ候とも行き届き難き儀に御座候間、これに仍りこの段御達し旁願ひ上げ奉り候、以上

戊四月

鶴沼村庄屋

桜井岡右衛門

国定市兵衛

大竹翁助

山田甚之右衛門

矢野藤九郎様

御陣屋



## 掲載史料一覧

史料番号		史料名	年代	西暦	掲載ページ		備考
番号	枝番				解読文	読下し文	
26	26	乍恐奉願上候御事（尾州葉栗郡村久野村儀右衛門、鶴沼村直右衛門跡相続し百姓致したきにつき）	巳3月（天保4年）	1833	12	84	
26	27	被盜取候諸色覚	辰12月23日（天保3年）	1832	14		
26	29	覚（辰年流木御用の節休泊の木銭帳の件につき）	巳2月（天保4年）	1833	22		
26	34	乍恐御達奉申上候御事（娘いしへ拾一枚持参御届につき）	未9月8日（天保6年）	1835	30	88	
26	37	乍恐御達奉申上候御事（卯作ほか二名行方不明につき）	未9月4日（天保6年）	1835	33		
26	39	乍恐奉願上候御事（卯作より犬山広屋武助・北野屋常右衛門に売払い品の始末につき）	未閏7月（天保6年）	1835	35	90	貼紙あり
26	40	乍恐御達奉申上候御事（卯作ほか二名行方不明につき）	未8月14日（天保6年）	1835	33		
26	43	乍恐御達奉申上候御事（いし家出、岐阜方役人召捕につき）	（天保6年7月）	（1835）	31	89	
26	44	御用状継立遅滞の件及びおおいし召捕の件につき控	未閏7月（天保6年）	1835	32	89	一部を読下し
26	48	小伊木ちゃんかれ一件控	辰閏3月（11月か）～未6月（天保3年～6年）	1832～1835	37	91	一部を読下し
26	50	乍恐御尋ニ付御達旁奉願上候御事（鶴沼宿・落合宿・中津川宿の拝借金の返上用捨につき）	未3月（天保6年）	1835	40	92	
26	56	百姓番人と交わり芝居・狂言等致すこと禁止につき請書	午9月（天保5年）	1834	45	96	
26	57	乍恐御達奉申上候御事（公儀御用・諸家諸大名の旅籠銭につき）	午9月（天保5年）	1834	40	93	
26	58	乍恐御達奉申上候御事（大伊木九兵衛病気につき）	午9月（天保5年）	1834	47	97	
26	59	乍恐奉願上候御事（南宮社人後藤信濃病死、弟跡職相続につき）	午8月（天保5年）	1834	12	84	
26	60	乍恐御達奉申上候御事（村内困窮者への施しものにつき）	午8月（天保5年）	1834	47		
26	61	乍恐御達奉申上候御事（儀兵衛居屋敷に盜賊忍入につき）	午7月（天保5年）	1834	16		
26	62	乍恐御達奉申上候御事（当六月洪水の節の損壊所見分済の場所につき）	午7月（天保5年）	1834	47		
26	65	乍恐御請書之事（酒造締りにつき大竹新左衛門酒造高改め）	午9月（天保5年）	1834	50	97	
26	69	乍恐御達奉申上候御事（忠左衛門京都において引渡につき）	午7月5日（天保5年）	1834	56		
26	72	岩村領目論見新規横道切開方及出訴候由ニ付、当組合宿々一同御呼出御尋ニ付、右御答書旁奉願上候一卷	天保4年8月	1833	41	94	
26	73	乍恐御達奉申上候御事（宿銭相場につき）	午6月（天保5年）	1834	43		
26	77	乍恐御達奉申上候御事（宇藏ほか七名茂吉方にて博奕・喧嘩するにつき）	午5月（天保5年）	1834	57	100	
26	80	乍恐御達奉申上候御事（山田屋五助方の泊り客所持品盜難に遭うにつき）	午4月（天保5年）	1834	16	86	一部を読下し
26	81	乍恐御達申上候（大安寺引揚木品不足あるにつき）	巳10月（天保4年）	1833	25		
26	82	覚（不足品覚）	巳10月（天保4年）	1833	25		
26	86	訴訟書之写（小伊木林蔵借財の取扱始末一件）	天保2年12月～天保4年7月	1831～1833	60	102	一部を読下し

## 掲載史料一覧

史料番号		史料名	年代	西暦	掲載ページ		備考
番号	枝番				解説文	読下し文	
26	87	乍恐奉願上候御事（事情により今回の御用勤められずにつき）	辰12月14日（天保3年）	1832	25	88	
26	89	下書 三通（石屋半右衛門先祖由来・石工仕事につき）	文政1年10月～ 文政10年5月	1818～ 1827	50	98	一部を読下し
26	93	乍恐御達奉申上候御事（四国巡拝後行方不明のため宗門帳より除きたきにつき）	巳1月（天保4年）	1833	34		
26	94	乍恐御達奉申上候御事（出羽国百姓次郎吉ほか鶴沼宿脇本陣宿泊中盗賊に遭うにつき）	辰12月23日（天保3年）	1832	18		
26	99	乍恐御達奉申上候御事（去月二十四日の出水の節の流木につき）	閏11月（天保3年）	1832	26		
26	102	乍恐書付指上申候御事（鳩三・四羽程種鳩にしたきにつき）	辰10月（天保3年）	1832	52		
26	106	乍恐奉再願候御事（三ッ池新田火打野御林・字山神附林御伝馬秣場に立置願いにつき）	辰8月（天保3年）	1832	67	104	
26	107	奉願上候御事（三ッ池新田神明宮拝殿再建につき）	天保3年8月	1832	68		
26	108	伐採寸明覚	辰8月（天保3年）	1832	68		
26	109	乍恐奉願上候御事（岡右衛門本陣・問屋・庄屋役退役、梓長兵衛役相続願いにつき）	辰8月（天保3年）	1832	12	85	
26	111	乍恐御達奉申上候御事（日照りのため田畑早損につき）	辰7月（天保3年）	1832	48		
26	115	乍恐御願奉申上候御事（有君様御下向の節御作事方御用継立人馬取調につき）	辰2月（天保3年）	1832	43	95	
26	117	乍恐御達奉申上候御事（有君様御迎登衆上京の節人足閉所請負代金につき）	卯8月（天保2年）	1831	44		
26	120	乍恐奉願上候御事（善五郎跡笠松村新三郎悴作七養子貫請相続願い）	辰1月（天保3年）	1832	14	85	
26	122	乍恐御達奉申上候御事（大安寺末寺知足院へ盗賊忍入るにつき）	卯7月（天保2年）	1831	19	87	
26	123	一札（彦根厩方曾平次鶴沼宿において変死につき）	卯4月29日（天保2年）	1831	58		
26	125	乍恐御達奉申上候御事（小七栗須村縁者の葬式帰りに木曾川通破宝巻で水死につき）	卯5月（天保2年）	1831	58	101	
26	126	各務郡鶴沼村百姓小七人相書	（天保2年5月）	（1831）	59		
26	127	着用之着類（小七着用衣類）	（天保2年5月）	（1831）	60		
26	128	風呂敷包之内へ入候品（小七所持品）	（天保2年5月）	（1831）	60		
26	130	乍恐奉願上候御事（瓦焼の土字葎池雨池中より取るにつき）（絵図面付）	卯1月（天保2年）	1831	53	98	
26	135	乍恐奉願上候御事（藤三郎悴文弥行方不明につき宗門帳より除外願い）	寅6月（天保1年）	1830	34		
26	137	乍恐奉願上候御事（医師仙庵宿方御用懸り仰付願いにつき）	寅4月（天保1年）	1830	54	99	
26	141	乍恐御達奉申上候御事（両助物置一軒焼失につき）	寅2月26日（天保1年）	1830	69	105	
26	142	乍恐奉願上候御事（百姓難渋につき各務野新開指留願い）	寅1月（天保1年）	1830	71	107	
26	145	乍恐御達奉申上候御事（二之宮神社拝殿縁下に女物捨あるにつき）	子6月（文政11年）	1828	20		
26	148	乍恐御内達奉申上候御事（紀州様御家中則岡庄司乱心につき鶴沼宿にて召捕の手配につき）	丑5月（文政12年）	1829	71	107	



## 掲載史料一覧

史料番号		史料名	年代	西暦	掲載ページ		備考
番号	枝番				解説文	読下し文	
26	149	乍恐御伺奉申上候御事（本陣・問屋・庄屋兼務桜井岡右衛門宿村御用につき御陣屋への罷出御免願ひ）	丑2月（文政12年）	1829	73	109	
26	154	乍恐御請書奉指上候御事（各務野御林立木落札代金につき）	子9月（文政11年）	1828	73		
26	155	乍恐奉願達申上候事（木曾川出水により当村にて用材・商木留木仕るにつき）	子7月（文政11年）	1828	27		
26	160	乍恐御達奉申上候御事（御庭御垣用の鳳尾草御尋につき）	子3月（文政11年）	1828	75		
26	164	乍恐御達奉申上候御事（去亥年他出のまま音信不通の者につき）	子2月（文政11年）	1828	35		
26	165	乍恐奉願上候御事（山神御林の内山神境内地以外従来通り村方御林廻の者落葉・下草かき取り引請けたき願ひ）	子1月（文政11年）	1828	75	109	
26	166	乍恐奉願上候御事（水車で飯米・青米搗き年期明けにつき五年間延長願ひ）	子年（文政11年）	1828	54	99	
26	171	乍恐御達奉申上候御事（堺屋善三郎方止宿の者盗賊に遭うにつき）	亥11月（文政10年）	1827	20		
26	175	文政十年亥閏六月四日 出水流木調	文政10年閏6月	1827	28		
26	176	乍恐御達奉申上候御事（木曾川出水流木当村にて留木につき）	亥6月（文政10年）	1827	30		
26	179	乍恐御達奉申上候御事（花ノ木・隠洞の田地大雨のため砂入・水押につき）	亥6月（文政10年）	1827	49		
26	182	文政十年四月十二日鷹司右大将様昼休の節頂戴の金子	文政10年3月	1827	44		
26	183	乍恐奉願上候御事（各務村清七与兵衛弟久次郎を養子に貰請たきにつき）	亥2月（文政10年）	1827	14		
26	184	乍恐奉願上候御事（大伊木・三ツ池新田百姓新田切起たきにつき）	亥2月（文政10年）	1827	76	110	一部を読下し
26	185	乍恐奉申上候御事（犬山中切村半右衛門鶴沼石切出し、村方相对年貢一石毎年指出すにつき）	亥1月（文政10年）	1827	55		
26	186	乍恐御達奉申上候御事（戌年物成の内広井御蔵入の分積出につき）	戌11月（文政9年）	1826	78		
26	187	乍恐御達申上候御事（鶴沼村の高年者）	戌8月（文政9年）	1826	79		
26	188	乍恐御達申上候御事（去酉年円城寺より積出す広井御蔵入米運賃につき）	戌8月（文政9年）	1826	79		
26	192	乍恐御達奉申上候御事（西町組清六・東町組金兵衛方へ盗賊忍入るにつき）	戌7月（文政9年）	1826	21		
26	193	乍恐奉願上候御事（村方困窮難渋の折、各務野御林伐払の節御手当金百両下置かれたきにつき）	戌6月（文政9年）	1826	80	110	
26	195	乍恐御達申上候御事（いもち病流行により田苗できずにつき）	戌5月（文政9年）	1826	50		
26	196	乍恐御達奉申上候御事（博奕打ちの者呼出し、厳しき御訂仰付けられたきにつき）			57		
26	197	乍恐以書付奉願上候御事（大伊木百姓より三ツ池新田百姓出願の新造横越船渡船取下げ願ひにつき）	戌4月（文政9年）	1826	80	111	
26	199	儉約慎方覚	戌3月（文政9年）	1826	46	96	
26	200	乍恐奉願上候御事（文化十四年焼失の旅籠・家屋再建の拝借金、当冬の返上金減額の願ひにつき）	酉12月（文政8年）	1825	70	106	



## 編集後記

ここに各務原市資料調査報告書第三十五号として、『旧中山道鶴沼宿本陣桜井家文書 II』を刊行することができました。本報告書には、「桜井家文書」の中から、桜井家第十代の桜井岡右衛門時代の史料を収録いたしました。これらは、鶴沼村で起こったさまざまな事件や、江戸時代後半の世相を物語る史料です。「鶴沼の歴史」では、「鶴沼宿雑書」という名で呼ばれている史料です。史料の解説文や読下し文を読んでいたければ、当時の鶴沼村の人々の暮らしぶりや活動の様子が、生き生きと感じられると思います。

ただ、桜井岡右衛門時代の史料は、非常に点数が多く、内容も多岐にわたるため、本報告書には史料を選んで掲載いたしました。そのため、全ての史料を掲載できなかったことを、残念に思います。

本書の刊行により、古文書の中から江戸時代の人々の生活の様子をうかがうことができ、より一層古文書に親しみ、郷土の歴史を深く理解していただけたと思っています。この報告書を、皆様方の古文書や歴史の学習・研究にお役立ていただければ幸いです。

最後になりましたが、報告書の刊行に理解を示してくださいました史料所有者の桜井美保子氏と、史料の解説・読下し及び解説に尽力をいただきました岐阜女子大学文化創造学部の辻公子先生に感謝いたします。

平成二十四年三月

各務原市資料調査報告書第二十五号

旧中山道鵜沼宿本陣桜井家文書 II

平成二十四年三月

編集 各務原市歴史民俗資料館

〒519-0133 岐阜県各務原市鵜沼西町二一六一三

発行 各務原市

〒514-8555 岐阜県各務原市那加桜町一六九

TEL 〇五八-三八三一-一一代

印刷 山興印刷株式会社













各務原市図書館

114223001

